

長野県諏訪市〔市区町村コード  
202061〕

令和6年度

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税

# 特別徴収のしおり

令和6年5月31日

特別徴収義務者様

諏訪市長 金子ゆかり



特別徴収義務者の指定について（通知）

地方税法第321条の4第1項並びに諏訪市税条例第45条の規定により貴職を令和6年度の市民税・県民税特別徴収義務者に指定いたします。

<同封の納入書が不要の場合（地方税共通納税システム又は地方税納入サービスを利用している場合）は納入書を破棄し、納入書不要の連絡をしてください。>

〒392-8511 長野県諏訪市高島一丁目22番30号 諏訪市役所 総務部 税務課 市民税係 TEL(0266)52-4141(内線132)

# 特別徴収義務者指定番号の確認方法

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)



特別徴収税額				課税人員		非課税人員	
月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数
6月分			12月分				
7月分			1月分				
8月分			2月分				
9月分			3月分				
10月分			4月分				
11月分			5月分				
(備考)							

地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに市税条例第44条の規定によって、  
度給与所得等に係る市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおりに決定(変更)したので通知します。



指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
					7月分	11月分	3月分	
					8月分	12月分	4月分	
					9月分	1月分	5月分	
					変更月	月		
住所				氏名	個人番号			

特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)に記載されている7桁の数字です。お問い合わせやお手続きの際に必要となります。(例: 01234500→1234500)

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
					7月分	11月分	3月分	
					8月分	12月分	4月分	
					9月分	1月分	5月分	
					変更月	月		
住所				氏名	個人番号			

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
					7月分	11月分	3月分	
					8月分	12月分	4月分	
					9月分	1月分	5月分	
					変更月	月		
住所				氏名	個人番号			

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
					7月分	11月分	3月分	
					8月分	12月分	4月分	
					9月分	1月分	5月分	
					変更月	月		
住所				氏名	個人番号			

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
					7月分	11月分	3月分	
					8月分	12月分	4月分	
					9月分	1月分	5月分	
					変更月	月		
住所				氏名	個人番号			

※この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に諏訪市長に対して審査請求をすることができます。  
この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に諏訪市を被告として(諏訪市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

特別徴収義務者	氏名又は名称	個人番号又は法人番号

# 令和6年度 市民税・県民税（個人住民税）の特別徴収について

日頃より市民税・県民税の特別徴収事務につきまして、多大なご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度 市民税・県民税の特別徴収関係書類を送付いたしますので、特別徴収事務をお願い申し上げます。

## 目 次

〔1〕 特別徴収事務取扱いについて	1
〔2〕 特別徴収税額の納入について	3
〔3〕 ゆうちょ銀行・郵便局の指定について（長野県、新潟県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合）	4
〔4〕 退職所得に係る市民税・県民税額の特別徴収について	5
〔5〕 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の見方	7
〔6〕 よくある問い合わせ（Q&A）	8
〔7〕 市役所へ届出が必要な場合と届出書の種類	9
【付録】 異動届出書の記載の仕方／各種届出書の様式／納税管理人申告書	

# [1] 特別徴収事務取扱いについて

## 1. 市民税・県民税特別徴収書類の取扱い

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」は、圧着面をはがさず速やかに各納税義務者（従業員）へ配付してください。また、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」及びその他の書類は、特別徴収義務者（事業主）が保管してください。

## 2. 特別徴収税額の徴収及び納入

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている従業員の月割額のとおり6月から翌年5月までの12ヶ月にわたり毎月徴収（給与天引き）し、納期限（裏表紙に記載）までに納入してください。

## 3. 納入場所について（令和6年4月1日現在）

①八十二銀行本・支店 長野銀行本・支店 長野県信用組合本・支店 諏訪信用金庫本・支店 信州諏訪農業協同組合本・支所・営業所 長野県労働金庫本・支店 みずほ銀行本・支店 ゆうちょ銀行・郵便局（長野県・新潟県に限る。長野県・新潟県以外のゆうちょ銀行・郵便局をご利用される場合は、4ページの指定通知書をゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。） 諏訪市役所

※三井住友銀行本・支店における諏訪市の納付書を使用した支払いは、令和5年3月31日で終了となりました。

※みずほ銀行本・支店における諏訪市の納付書を使用した支払いは、令和7年3月31日で終了となります。

②地方税共通納税システム又は地方税納入サービスでの納入

③口座振込（緊急時のみ対応）

※事前にご連絡のうえ、八十二銀行諏訪支店 普通No.322 諏訪市会計管理者名義の口座へ振り込んでください。

## 4. 税額の変更

特別徴収税額が変更になるときは、市役所から「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」を送付します。変更後の金額を徴収し、納入してください。

## 5. 届出書の提出

以下の場合には届出書の提出が必要となります。（詳細9ページ。巻末の様式をコピーしてお使いください。）

①従業員が退職・休職・死亡等により給与の支払を受けなくなったとき→「給与所得者異動届出書」

②新たに特別徴収を開始したい従業員がいるとき→「特別徴収への切替申請書」

③事業所又は送付先の所在地や名称が変更したとき→「所在地・名称変更届出書」

## 6. 従業員が退職・休職・死亡したときの徴収と納入

### ・一括徴収について

- ① 1月1日～4月30日までの間に、従業員が退職等（死亡は除く）により給与の支払いを受けなくなった場合には本人の希望に関係なく、未徴収税額を給与又は退職手当等から一括徴収し、納入してください。
- ② 6月～12月までの退職者等については、本人の了解を得て、未徴収額を一括徴収し、納入してください。  
外国人就労者の退職の場合には、帰国を伴うことが多いため、未徴収税額の一括徴収をお願いします。また、国外へ転出する従業員の退職が発生した場合についても同様に一括徴収をお願いします。  
なお、一括徴収ができない場合には、出国前に市役所1階8番窓口にて納税管理人の申告をするよう案内をお願いします。（市税条例第25条）。巻末にある「市・県民税 納税管理人申告（承認申請）書」をコピーし、お渡してください。

### ・普通徴収（本人納付）への切替えについて

一括徴収ができない場合や従業員が死亡した場合は、未徴収税額を普通徴収（本人納付）に切替え、直接従業員やご遺族の方に納税通知書を送付します。9月中旬以降に受理した異動届出書に基づく未徴収税額は、一回の納期で納めていただくこととなりますので、退職者等にその旨をお伝えください。

## 7. 審査請求について

同封の通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に諏訪市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に諏訪市を被告として（諏訪市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の事態があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 8. 滞納について

税金を納期限までに納入しないと、督促状が発送され、延滞金がかかります。延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

督促状を発送してから10日を経過した日までに納入されないときには、地方税法の規定により滞納処分を受けることとなりますので、期限内納入をお願いします。

## [2] 特別徴収税額の納入について

諏訪市では、事務処理の迅速、正確をはかるため、オンラインで税の収納を処理しています。このことに伴い、納入書をOCRで読み取りますので、以下のことに留意してください。

### 1. 納入書の記入

#### (1) 税額に変更がないとき

納入書の「納入金額 (1)」の欄に納入する税額を印字してありますので、納入月、税額を確認のうえ、「納入金額 (2)」の合計額を記入して納入してください。

#### (2) 税額が変更になったとき

納入書を記入例のとおり訂正し、お使いください。

縦棒 1 本    すきまを開ける    上につきぬける    下へおろす

数字の記入例

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

← 閉じる

① 枠の中には上記の数字の例によって、算用数字にて記入してください。  
(手書きの数字をOCRで読みますので、ていねいに記入してください。)

② 納入書には¥の記号又は符号等数字以外のものは記入しないでください。

③ 過度に折り曲げたり、汚したりしないよう注意してください。

記入例

長野県 諏訪市 領収証書		長野県 諏訪市 納入書	
市区町村コード	口座番号	市区町村コード	口座番号
202061	00580-4-960023	202061	00580-4-960023
加入者名 諏訪市会計管理者		加入者名 諏訪市会計管理者	
指定番号 1234500		指定番号 1234500	
納入金額(1) ¥45,000		納入金額(1) ¥45,000	
納期 令和 00年 12月			
給与分(特別徴収) 95000	給与分(特別徴収) 95000	給与分(特別徴収) 95000	給与分(特別徴収) 95000
退職所得分	退職所得分	退職所得分	退職所得分
延滞金	延滞金	延滞金	延滞金
合計額 95000	合計額 95000	合計額 95000	合計額 95000

長野県 諏訪市 領収証書		長野県 諏訪市 納入書	
市区町村コード	口座番号	市区町村コード	口座番号
202061	00580-4-960023	202061	00580-4-960023
加入者名 諏訪市会計管理者		加入者名 諏訪市会計管理者	
指定番号 1234500		指定番号 1234500	
納入金額(1) ¥45,000		納入金額(1) ¥45,000	
納期 令和 00年 12月			
給与分(特別徴収) 95000	給与分(特別徴収) 95000	給与分(特別徴収) 95000	給与分(特別徴収) 95000
退職所得分	退職所得分	退職所得分	退職所得分
延滞金	延滞金	延滞金	延滞金
合計額 95000	合計額 95000	合計額 95000	合計額 95000

長野県 諏訪市 納入済通知書		長野県 諏訪市 納入済通知書	
市区町村コード	口座番号	市区町村コード	口座番号
202061	00580-4-960023	202061	00580-4-960023
加入者名 諏訪市会計管理者		加入者名 諏訪市会計管理者	
指定番号 1234500		指定番号 1234500	
納入金額(1) ¥45,000		納入金額(1) ¥45,000	
納期 令和 00年 12月			
給与分(特別徴収) 95000	給与分(特別徴収) 95000	給与分(特別徴収) 95000	給与分(特別徴収) 95000
退職所得分	退職所得分	退職所得分	退職所得分
延滞金	延滞金	延滞金	延滞金
合計額 95000	合計額 95000	合計額 95000	合計額 95000

① 横線で抹消 (訂正印は不要)

② 給与分、合計額に正しい税額を黒ボールペンで記入

#### (3) 納入書の使用月を間違えてしまったとき

予備のものに手書きで年・月分、指定番号、納入金額を記入し、使用してください。

### 2. 特別徴収税額の納入書の再送付について

市民税・県民税特別徴収税額の納入書を1年分まとめて送付します。税額変更に伴う納入書の再送付は行っておりません。納入書は予備も含めて送付しておりますが、紛失等した場合はご連絡ください。

### [3] ゆうちょ銀行・郵便局の 指定について

長野県、新潟県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合には、右の切り取り線から切り取って、日付と支店名・店名、局名を記入して払込の際、払込ゆうちょ銀行・郵便局へ納入書とともに提出してください。

一度指定したゆうちょ銀行・郵便局は引き続き利用できますので、再提出の必要はありません。

なお、ゆうちょ銀行・郵便局以外の金融機関を利用される事業所等は、右の指定通知書は必要ありません。

右の指定通知書はコピーしてお使いください

切り取り線

年 月 日

ゆうちょ銀行 (支)店長  
郵便局長 様

諏訪市長 金子 ゆかり



### 指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、貴店、貴局を市民税県民税の特別徴収納入金取扱い金融機関に指定します。

なお、認可番号等は下記のとおりですので申し添えます。

記

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| 1 認可又は承認番号 | 昭和27年3月18日認可<br>貯業第304号 |
| 1 口座番号     | 00580-4-960023          |
| 1 加入者名称    | 諏訪市会計管理者                |
| 1 取まとめ店    | ゆうちょ銀行長野貯金事務センター        |

## 〔4〕退職所得に係る市民税・県民税額の特別徴収について

退職者に支払われる退職手当等（退職手当、一時恩給、その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与）に対する市民税・県民税の税額は、所得税の場合と同様に他の所得と分離して支払者が自ら計算し、その支払いの際に徴収することになっていますので、以下のとおりお取り扱いください。

このように他の所得と区別して課税される退職所得に対する市民税・県民税を、分離課税に係る所得割といいます。

1. **納税義務者** 退職手当等の支払を受ける人が、分離課税に係る市民税・県民税所得割納税義務者となります。
2. **課税市町村** 分離課税に係る市民税・県民税所得割の課税市町村（納入先）は、退職手当等の支払日の属する年の1月1日現在に退職者の住所がある市町村です。ただし、1月1日現在で生活保護法の規程による生活扶助を受けている人及び死亡退職でその退職手当等が相続人に支給されている場合は除かれます。

### 3. 税額の計算の流れ

(1) 勤続年数が5年を超える場合

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{①退職手当等の} \\ \text{支払金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{②退職所得控除額} \\ \text{(注1)} \\ \hline \end{array} \right) \times 1/2 = \begin{array}{|c|} \hline \text{③課税退職所得金額} \\ \text{(1,000円未満の端数切捨て)} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{③課税退職所得} \\ \text{金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{④税率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{⑤特別徴収税額} \\ \text{(100円未満の端数切捨て)} \\ \hline \end{array}$$

市民税	6%	県民税	4%
-----	----	-----	----

(2) 勤続年数が5年以下の場合

a 役員等（注2）としての勤続年数が5年以下の場合

$$\text{①退職手当等の支払い金額} - \text{②退職所得控除(注1)} = \text{③課税退職所得金額(1,000円未満の端数切捨て)}$$

b a以外で退職手当等の支払金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下の場合（令和4年1月1日以降適用）

$$\left( \text{①退職手当等の支払金額} - \text{②退職所得控除額(注1)} \right) \times 1/2 = \text{③課税退職所得金額(1,000円未満の端数切捨て)}$$

c a以外で退職手当等の支払金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える場合（令和4年1月1日以降適用）

$$150\text{万円} + \left( \text{①退職手当等の支払金額} - (300\text{万円} + \text{②退職所得控除額(注1)}) \right) = \text{③課税退職所得金額(1,000円未満の端数切捨て)}$$

（注1）退職所得控除額の計算

所得税と同様に、次により計算した退職所得控除額を収入金額から控除します。

㊦. 勤続20年以下の場合 40万円×勤続年数（80万円に満たないときは80万円）

㊧. 勤続20年を超える場合 80万円+70万円×（勤続年数-20年）

※ 障害に起因する退職の場合は、さらに㊦又は㊧の金額に100万円を加えます。

(注2) 「役員等」とは次のイ～ハに掲げる人をいいます。

- イ. 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者
- ロ. 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ハ. 国家公務員及び地方公務員

#### 4. 納入について

- (1) 徴収した退職所得に係る税額は、徴収した翌月の10日（10日が土日祝日の場合は、その翌営業日）までに納入してください。
- (2) 納入には、給与に係る納入書と同一のものを使用してください。納入税額の退職所得分の欄に退職金から徴収した市民税・県民税の合計金額を記入し、裏面の市民税・県民税納入申告書に市民税額・県民税額・退職手当等支払金額・退職者数を記入してください。

### 【納入書の書き方】

退職所得に係る特別徴収税額の納入がある場合、納入通知書裏面の市民税・県民税納入申告書にも必ず記入してください。

#### 〈納入書 表面〉

長野県 諏訪市		個人市民税 納入済通知書	
市区町村コード	口座番号	加入者名	
202061	00580-4-960023	諏訪市会計管理者	
令和 00年 02月	指定番号	納入金額(1) 円	
	1234500	45,000	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	退職所得分	314100	
納期限 令和 年 月 日	延滞金		
ゆうちょ銀行 長野貯金事務センター	(2)合計額	459100	
領収日付印	(特別徴収義務者) 住所 〒392-0000 又は所在地 長野県諏訪市高島 1-22-30 氏名 株式会社 スワ	納	

納入済通知書の金額欄の「Y」記号は記入しないでください。

#### 〈納入書 裏面〉

退職所得に係る 市民税 納入申告書			
諏訪市長殿			
令和00年 3月 10日提出			
	令和00年 2月分	人員	1人
退職手当等支払金額	15685327		
特別徴収額	市民税	188500	
収税額	県民税	125600	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者) 住所又は 〒392-0000 所在地 長野県諏訪市高島 1-22-30 氏名又は 株式会社 スワ 名称 株式会社 スワ 法人番号又は 個人番号			(受付印)

(市民税・県民税の合計額)

※「領収証書」、「納入書」も同様に記入してください。

# [5] 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の見方

事業所全体として何月分にくら納めていただくのか、また、どの従業員から何月分にくら給与天引きすればいいのかが記載されています。年の途中に変更があった場合にも変更通知をお送りします。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

様	特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
	①					
		人数	納付額		人数	納付額
	6月分			12月分		
	7月分			1月分		
	8月分			2月分		
	9月分			3月分		
	10月分			4月分		
	11月分			5月分		
	(備考)					

地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに市税条例第44条の規定によって、  
度給与所得等に係る市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

令和 年 月 日 ③

市町村長



⑤	指定番号 ④				宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額 ⑥	6月分	10月分	2月分	(摘要)
	住 所				氏 名				個人番号	7月分	11月分	
								8月分	12月分	4月分	⑦	
								9月分	1月分	5月分		変更月

- ①事業所全体での1年間の納付額です。
- ②事業所全体での月ごとの徴収人数・納付額です。
- ③通知の発行日です。年の途中に変更があった場合には変更通知をお送りします。最新の税額がどうかはこちらの発行日を確認してください。
- ④事業所の諏訪市での指定番号です。7桁の数字です。(例: 01234500→1234500) お問い合わせやお手続きの際に必要です。
- ⑤特別徴収(給与天引き)をしていただく従業員の納付金額等です。年の途中で変更があった場合には、該当の従業員のみ記載して送ります。次のような場合には諏訪市へ届出等を提出してください。
  1. 特別徴収できない人(退職者等)の氏名が載っている場合⇒「給与所得者異動届出書」を提出してください。
  2. 特別徴収する予定の人の氏名が載っていない場合⇒「特別徴収への切替申請書」を提出してください。
- ⑥従業員ごとに、1年間にいくら天引きしていただくかを記載しています。
- ⑦従業員ごとに、何月にいくら天引きしていただくかを記載しています。  
年の途中に変更があった場合には、変更月以降、特別徴収(給与天引き)していただく税額が変わります。

## [6] よくある問い合わせ (Q & A)

### 《税額決定(変更)通知について》

税額決定(変更)通知書にすでに退職した(在籍していない)従業員の名前がある。	特別徴収に係る給与所得者異動届出書を至急ご提出ください。
特別徴収該当者だが、税額決定(変更)通知書に名前のない従業員がいる。	令和6年1月1日に諏訪市に住所がある方かご確認ください。該当者にも関わらず名前の記載がない場合は諏訪市役所税務課市民税係へご連絡ください。
税額決定(変更)通知書が届かない。	特別徴収の対象者がいる場合、年度当初の税額決定通知書は5月中旬に、特別徴収税額に変更がある場合には、税額変更通知書を毎月月初めに発送します。

### 《特別徴収税額の納入について》

納入金額を間違えた。 システムエラーで納入できなかった。 税額の変更通知が届いたが、すでに給与計算が終わっていて変更後の金額で納入ができない。	未納となり、督促状が発送される可能性があるため、諏訪市役所税務課市民税係へご連絡ください。
電子納入はできますか？	eLTAXでの地方税共通納税システムや各銀行等が提供する地方税納入サービス等をご検討ください。なお、 <u>口座振替はできません</u> 。

### 《書類の提出について》

退職・就職に伴う届はどれを提出すれば良いですか？	9ページをご確認ください。
届はいつまでに提出すれば良いですか？	退職等は遅滞なくご提出ください。また、普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替えができませんので、ご注意ください。
年の途中で引っ越した従業員の届はどこの市区町村へ提出すれば良いですか？	令和6年1月1日に住所(住民票)のあった市区町村へご提出ください。特別徴収した市・県民税も翌年5月分まで同じ市区町村へ納入となります。
届出の内容を間違えたので訂正したい。	届出書に朱書きで「訂正」と記入し、至急提出及び電話連絡をお願いします。
〇〇月分の給与から特別徴収をしたいが、給与支払日までに通知書がほしい。	「特別徴収への切替申請書」の「月割額の連絡」欄に、いつまでに通知書が必要か記入してください。間に合わない場合は電話連絡します。

## 〔7〕市役所へ届出が必要な場合と届出書の種類

〈届出書・記載例のダウンロード〉  
 諏訪市ホームページ (<https://www.city.suwa.lg.jp>)  
 しごと→税金→市・県民税（特別徴収）  
 ※付録の様式をコピーしてもご使用いただけます

### 1. 従業員が異動したとき／事業所の所在地等が変更になったとき

異動事由	異動後の市民税・県民税の徴収・納入方法／手続きに係るお願い	事業主が提出する届出書
退職・休職	特別徴収している従業員は、異動後の納税方法を一括徴収と普通徴収のいずれかの方法を選択できます。 <b>〈異動が令和6年6～12月のとき〉</b> 一括徴収：従業員から一括徴収の申出があった場合 外国人就労者の帰国を伴う退職・国外へ転出する従業員の退職が発生した場合 普通徴収：従業員から一括徴収の申出がない場合 <b>〈異動が令和7年1～4月のとき〉</b> 一括徴収：本人の希望に関係なく一括徴収することが義務付けられています。 ※ただし、給与・退職手当等の金額が未納分の月割額の全額より少ない場合は普通徴収に切替えることができます。	特別徴収に係る 給与所得者異動届出書
死亡	普通徴収に切替えとなります。	
転勤・再就職	転勤先で従業員の特別徴収を継続させるとき、事業主は転勤先の事業所の給与・経理担当者に特別徴収を実施しているか確認してください。届出書は転勤先の事業所に郵送し、転勤先の事業所が市役所へ提出します。 <b>（※従業員の個人番号は転勤先の事業所が記入してください。）</b>	
就職	従業員の特別徴収を開始するときに必要です。 ※ただし、納期限の過ぎた普通徴収分の税額は特別徴収に切替えることができません。	特別徴収への切替 申請書
社名・所在地・送付先 変更・合併・分割	事業所宛ての書類の送付先を設定・変更したい場合は、届出書の余白に「送付先変更」と明記し、届出書の「変更後（新）」に送付先を記入してください。 ※代表者のみの変更の場合、届出は不要です。 ※事業所情報に変更があっても、変更前の納入書は引き続き使用することができます。	特別徴収義務者 所在地・名称変更 届出書

### 2. 給与支払報告書の徴収区分(従業員の市民税・県民税の納税方法)の変更／外国人就労者等の出国を伴う退職があった場合

異動事由	手続きに係るお願い	事業主が提出する届出書
退職・休職・死亡	報告書で特別徴収を指定した場合は、普通徴収に切替える届出が必要です。	給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
再就職	報告書で普通徴収を指定した場合で特別徴収に変更するときに届出が必要です。	特別徴収への切替申請書
外国人就労者・国外 転出する従業員の退職	退職後、出国が予定されている場合は上記退職に係る届出書の提出のほか、外国人就労者等に巻末の「市・県民税 納税管理人申告（承認申請）書」をコピーしお渡しいただいた上で、新年度の市民税・県民税の納付について相談いただくよう市役所1階8番窓口をご案内ください。なお、事業所が納税管理人となることも可能です。	給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

# ◎ 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記載の仕方（転勤）

（異動される方が多い場合には付録の届出書をA4サイズにコピーしてご利用ください。）

## 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

提出 年 月 日		所在地 (住 所) 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
特別徴収義務者 指定番号 1234500		フリガナ カバシキガイシャ マルバツショウジ		特別徴収義務者 宛名番号 1234	
氏名又は名称 株式会社 ○×商事		氏名 特徴 花子		所属 人事課人事労務係	
個人番号 又は法人番号		電話 000-000-0000 (内線 123)		担連絡 者先	
（宛先） 諏訪市長		フリガナ スワ イチロウ		特別徴収義務者 指定番号	
氏名 諏訪 一郎		（ア） 特別徴収税額 (年税額) 140,000 円		（イ） 徴収済額 35,600 円	
生年月日 50 年 1 月 1 日		（ウ） 未徴収税額 (ア) - (イ) 104,400 円		異動 年月日 8 月 31 日	
個人番号		受給者番号 12345		異動の事由 1. 退職・長期欠勤 2. 転勤 3. 退職 4. 死亡 5. 支払少額・不定額の併解 6. 合併 7. その他 （事由・理由）	
1月1日現在の住所 〇〇県××市△△3-2-1		異動後の住所		異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号 〇〇〇〇〇〇〇〇		法人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
所在地 (住 所) 〒654-3210 △△県〇〇市××1-2-3		フリガナ マルバツフドウサン カバシキガイシャ		担当者 連絡先	
氏名又は名称 ○×不動産 株式会社		所属 総務課労務係		氏名 特徴 進	
電話 111-111-1111 (内線 222)		受給者番号 54321		納入書の要否 (新規の場合のみ記入) 1. 必要 2. 不要	
2. 一括徴収の場合		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日 月 日	
理由 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
3. 普通徴収の場合		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		※市町村記入欄	
理由 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		3. 死亡による退職であるため			

「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。

税額通知書の住所を記入してください。

給与を支払えなくなった後の住所を記入してください。

転勤等の異動により、特別徴収を継続するとき新勤務先を記入してください。

新勤務先に、現在当市の指定番号がある場合は、その番号を記入し、指定番号がなければ、「新規」を○で囲んでください。

税額通知書の特別徴収義務者番号と宛名番号を記入してください。

異動届出書の内容について回答できる方の所属・氏名・連絡先の電話番号を記入してください。

転勤等の異動により、新勤務先で給与天引を継続する場合は、1番を記入し、下の1太枠内を記入してください。

新しい会社で特別徴収を開始する月とその月割額を記入します。

年度内で新規に特別徴収を開始する場合のみ納入書の要・不要を選択してください。





# 特別徴収への切替申請書

※市町村記入欄

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 諏訪市長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所)	〒										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごとに異なります	
		フリガナ												新規の場合、納入書(要・不要)			
		氏名又は名称											担当者 連絡先	所属			
		法人番号															氏名
														電話	(内線)		
給与所得者	フリガナ											旧姓		普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。		
	氏名																
	生年月日	昭和・平成 年 月 日										特別徴収 開始予定月	月分( 月 日納期分)から 特別徴収を開始します。				
	1月1日現在の住所	〒											受給者番号				
	現在の住所	〒 ※ 1月1日現在の住所と異なる場合に記入してください。										月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。				

## 【添付書類】

- 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)  
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

## 【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。  
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。
- 65歳以上の方については、公的年金等の所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

【提出先】 〒392-8511 長野県諏訪市高島一丁目22番30号 諏訪市役所総務部税務課市民税係

# 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

※市町村記入欄

____年____月____日 提出 (宛先) 諏訪市長	( 特別徴収義務者 給与支払者 )	所在地 (住所)	〒 _____ ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります		
		フリガナ											担当者 連絡先	所属		
		氏名又は 名称												氏名		
		法人番号														電話

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

事項	変更前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。	変更後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地 (送付先)	〒 _____	〒 _____
フリガナ		
名称 (氏名)		
電話	(内線 _____)	(内線 _____)

変更理由 (該当番号に○) 1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】  
 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他( \_\_\_\_\_ )

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統合・合併・分割される 事業所	所在地 (住所)	〒 _____										特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに 異なります								
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ																				
			氏名又は 名称																				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>指定番号</td> <td></td> <td>※市町村ごとに 異なります</td> </tr> </table>		指定番号		※市町村ごとに 異なります	電話																	
	指定番号			※市町村ごとに 異なります																			
3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>指定番号</td> <td></td> <td>※市町村ごとに 異なります</td> </tr> </table>	指定番号		※市町村ごとに 異なります	法人番号																		
指定番号		※市町村ごとに 異なります																					

【提出先】 〒392-8511 長野県諏訪市高島一丁目 22 番 30 号 諏訪市役所総務部税務課市民税係

## For foreign residents working in Japan

### What is the resident tax?

The resident tax is a tax that must be paid to the local municipal office for foreigners having a domicile within Japan as of January 1, and earned income that is above a certain amount. The same applies if you leave Japan after January 2. If the obligatory resident tax payment due is delinquent, the taxpayer may not be able to renew their foreign residency during the period that they are authorized to stay, etc.

### When leaving Japan

A taxpayer who plans to leave Japan must pay all obligatory resident tax before leaving Japan. If choosing to use a lump collection method, unpaid resident tax will be deducted from your salary or retirement allowance. A taxpayer who does not choose lump collection method or plans to leave Japan between January and June must appoint a resident in Japan (tax agent) who will be responsible for handling tax activities on the taxpayer's behalf, and notify Suwa city office using back side of notification.

Please consult details with Suwa city office Taxation division.

### Entry example

市・県民税 納税管理人申告（承認申請）書  
(Notification/application of tax agent of municipal/prefectural tax)

〇〇〇〇 年 ×× 月 △△ 日

(あて先)

諏訪市長

Please write your (taxpayer) address, name, phone number, and notice number.

※Notice number is written on the tax notice and payment notice.

#### 納税義務者 (Taxpayer)

住 所 (Address) 諏訪市高島〇丁目〇〇番地〇

氏 名 (Name) SUWA HANAKO 印

電 話 (Phone Number) 000-0000-0000

(通知書番号) (Notice number) 0123456

上記納税義務者に係る納税管理人を、次のとおり(設定・変更・廃止)しましたので申告(承認申請)します。

設定: I choose the person below as my tax agent.

変更: I changed my tax agent to the person below.

廃止: The person below is no longer my tax agent.

#### 【納税管理人 (Tax Agent)】

住 所 (Address) 諏訪市諏訪△丁目△△番△号

氏 名 (Name) SUWA TARO 印

職 業 (Occupation) Office Worker

電 話 (Phone Number) 000-0000-0000

納税義務者との関係 (Relationship with the taxpayer) Father

#### 【既納税管理人 (Current Tax Agent)】

住 所 (Address)

氏 名 (Name)

電 話 (Phone Number)

Please write the address, name, occupation, and phone number of the person who receives tax bills and pays for it on behalf of the taxpayer, and the relationship with the taxpayer.

# 市・県民税 納税管理人申告（承認申請）書

年 月 日

(あて先)

諏訪市長

## 納税義務者

住所 (所在地)

氏名 (名称)

電話

(通知書番号)

上記納税義務者に係る納税管理人を、次のとおり（設定・変更・廃止）しましたので申告（承認申請）します。

## 【納税管理人】

住所 (所在地)

氏名 (名称)

職業

電話

納税義務者との関係

## 【既納税管理人】

住所 (所在地)

氏名 (名称)

電話

課長	係長	係	主務

## 令和6年度 納期限一覧

徴収月	納 期 限	徴収月	納 期 限
6 月	令和6年7月10日（水）	12 月	令和7年1月10日（金）
7 月	8 月 13 日（火）	1 月	2 月 10 日（月）
8 月	9 月 10 日（火）	2 月	3 月 10 日（月）
9 月	10 月 10 日（木）	3 月	4 月 10 日（木）
10 月	11 月 11 日（月）	4 月	5 月 12 日（月）
11 月	12 月 10 日（火）	5 月	6 月 10 日（火）

\*納入の際は、納入書の納入月をよく確認してください。

\*地方税共通納税システム又は地方税納入サービスを利用している場合は、銀行の指定期日までに税額データのセットを行ってください。

また、市から「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」が届いたら、最新の税額にデータをセットしなおしてください。

\*1月1日～4月30日までの間に、従業員が退職等（死亡は除く）により給与の支払を受けなくなった場合には、本人の希望とは関係なく、未徴収税額を給与又は退職手当等から一括徴収し納入してください。